北広島市と株式会社 北海道銀行 との地方創生に関する包括連携協定書

北広島市（以下「甲」という。）と株式会社 北海道銀行（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化することの必要性を確認し、豊かな地域の実現と地方創生の推進のため、次のとおり地域包括連携協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲及び乙が、地域資源や取り巻く社会的な要因への共通認識を持ち、相互の人的・知的資源の活用と交流を図ることによって、効果的な事業の実施、情報の提供などに努め、もって、地域活力の増進、地域経済の発展及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第２条　甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し協力する。

１　地域経済の活性化に関する事業
２　観光産業の活性化に関する事業
３　創業支援及び地域企業の育成に関する事業
４　まちづくり及び公共施設等の整備に関する事業
５　その他地方創生の推進に関する事業

（具体的な事業の取り扱い）

第３条　前条の事項に属する具体的な事業内容は、お互いの事業領域を尊重し、甲と乙が真摯に協議し、事業ごとに別に定める。

（有効期間）

第４条　本協定は、締結の日から効力を生ずるものとし、締結日から平成２９年３月３１日まで効力を有するものとする。ただし、本協定の終了日までに甲及び乙のいずれからも意思表示がないときは、更に１年間この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

（本協定書の変更）

第５条　甲及び乙のいずれかが、本協定書の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（秘密の保持）

第６条　甲と乙は、この協定に基づく事業の実施に際して、相手方より知り得た秘密事項について、次の各号に定める場合を除き、この協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示又は漏えいしてはならない。ただし、本目的を達するため、甲または乙が本目的及び本目的に関連する事項について、甲または乙の委任を受けた弁護士、税理士、もしくはこれに準ずる専門家に対しては、この限りではない。

１　相手方から提供を受けたとき既に保有していた情報、及び提供を受けたのちに開示権限を有する第三者から合法的に入手した情報
２　相手方から提供を受けたとき既に公知となっていた情報、及び情報を受けたのちに自らの責によらずして公知となった情報
３　法令等の規定に基づき官公庁からの開示請求に応じる場合、及び第三者の正当な権限に基づき開示請求に応じる場合

（その他）

第７条　本協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定める。

以上のとおり本協定を締結したことを証するため、本書２通を作成し、甲と乙が署名・押印をして、各１通を保有する。

平成２７年１１月６日

甲　北海道　北広島市

北広島市長　上野ひろし　印

乙　株式会社 北海道銀行

取締役頭取　西原 晶博　印